

第10回鳥取市の中核市移行に関する県・市協議会について

平成29年12月1日
地域振興課
福祉保健課
環境立県推進課
教育総務課
行財政改革局人事企画課

鳥取市の中核市への移行を円滑に進めるため、県・市の事務権限の移譲や協力体制等について話し合う協議会（第10回）を開催しましたので、その概要を報告します。

- 1 日時 平成29年11月16日（木） 午後1時30分～2時20分
- 2 場所 県立図書館 2階 大研修室
- 3 出席者 県：岡村統轄監ほか関係部局長等
市：羽場副市長、田中中核市推進局長ほか関係部局長等
ワーカー：長戸岩美町副町長、山本若桜町副町長、金児智頭町副町長、岩見八頭町副町長

4 議事及び協議概要

(1) 県・市の事務調整状況

ア 中核市への移行により所管・移譲する事務

- ・11月16日現在の分野別所管・移譲・委託事務項目（2,561事務）について、引継ぎ状況等を確認した。
- ・県から市へ委託する東部4町域の事務等については、当該事務の委託に係る規約を締結するための協議に関する附議案を県・市がそれぞれ2月議会へ提案予定であることなどを確認した。

イ 体制整備

- ・移行後の市の組織・職員体制、施設・設備・備品の調整状況、緊急時対応（災害医療・健康危機管理・原発等）について確認した。
- ・平成30年度の市の組織については、県が行っている業務を円滑に引き継ぎ、県のサービス水準を維持継続できる体制を確保する。
- ・さざんか会館の改修工事が12月末までに完了する見込みであり、年明けからパソコンや備品などを設置し、引継ぎができるよう準備する。

ウ 保健所移行実践検討チームの取組状況について

- ・県から市への移譲事務等の習得・スキルアップ、継続性の確保のための実務研修などを体系的に実施している保健所移行実践検討チームの各ワーキンググループ（福祉支援、災害医療対策、医薬・疾病対策、障がい者支援、食品衛生、動物愛護、環境衛生、廃棄物対策）の実施状況を確認した。
- ・県と市で事務処理の方法が異なり、移行までにパソコン操作等も含め習熟しておく必要があるため、安心して業務が行えるように県職員への市業務の研修を実施する。
- ・県市間の円滑な情報共有を推進するため、業務上リアルタイムで県庁・倉吉保健所・米子保健所との情報共有が必要となる県併任職員（県から市への派遣職員）に対し、県が必要な情報セキュリティ対策を講じた上で、市庁舎内に県パソコン等を整備し、県併任職員が安全に県庁内の各種システムにアクセスできる環境を整備することとした。

エ 財政・予算について

- ・市は県からの権限移譲や事務の委託に係る経費を含めた上で平成30年度当初予算を計上し、県は市が積算した県からの権限移譲、事務の委託に係る経費を県負担金として市へ支払うよう最終調整していることを確認した。

オ 関係機関・各種団体等への広報周知の取組について

- ・これまで継続して取り組んできた、関係機関・各種団体等の総会や会合等の場の活用による説明・広報の状況や、国の中核市指定の閣議決定・政令公布後の広報の取組や計画などを確認した。

(2) 県議会・市議会への附議予定案件

以下のとおり、県・市議会へ附議予定である旨確認した。

ア 11月県議会、12月市議会への附議案件

- ①鳥取県と鳥取市との連携協約の締結に関する協議について〈県・市〉

鳥取市の中核市移行により保健所を移管することに伴い、県と市が連携して保健所業務等
を処理することにより、県東部圏域の住民サービスの維持及び向上並びに県全域の効率的な
行政運営の促進を図るため、取組の基本的な方針及び役割分担を定めた地方自治法252条
の2第1項の規定に基づく連携協約を締結するもの。

②鳥取市の中核市移行等に伴う関係条例の整備に関する条例の新設について<県>

鳥取市が中核市に移行すること等に伴い、関係条例について所要の改正を行うこととし、
一括して関係条例を整備する条例を新設するもの。

○鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正

- ・法令上中核市の事務となる項目を削除（5法令28項目）
- ・一体的に処理することが望ましい事務の追加（51法令、10条例597項目）

○鳥取県使用済物品等の放置防止に関する条例の一部改正

- ・使用済物品回収業の届出事項に、収集又は運搬を行う区域を追加

○県の管轄区域から鳥取市の区域を除外する等の一部改正

- ・鳥取県保健所条例

ほか 5 条例

○県の組織の廃止に係る一部改正

- ・鳥取県総合事務所等設置条例

ほか 1 条例

○知事が特別な理由があると認める場合の許可手数料の減免規定の追加

- ・鳥取県浄化槽法保守点検業者の登録に関する条例

③関係条例の整備について<市>

鳥取市の中核市移行に伴い、鳥取市が新たに業務を行うための根拠や基準となる関係条例
（43条例）を整備するもの。

○新たに社会福祉施設、福祉サービス事業等に関し、設備、運営等に関する基準を定める条 例の新設

- ・鳥取市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

ほか17 条例

○保健所の名称、位置、所管区域等を定める条例の新設

- ・鳥取市保健所条例

○新たに市の附属機関として設置をするための条例の新設

- ・鳥取市社会福祉審議会条例

ほか 5 条例

○法の施行に関し、衛生上の規準、措置等について定める条例の新設

- ・鳥取市食品衛生条例

ほか 7 条例

○上記に掲げるもののほか、中核市移行に伴い必要な整備を行う条例の新設及び改正

- ・鳥取市外部監査契約に基づく監査に関する条例

ほか 9 条例

イ 2月県議会・市議会への附議案件

①平成30年度当初予算<県・市>

県から市への条例移譲及び事務委託に係る経費等

②県から市への事務委託に関する規約（地方自治法上の事務委託）<県・市>

③職員関連の条例の一部改正<市>

鳥取市職員給与条例、鳥取市職員の特殊勤務手当に関する条例

(3) 主な発言・意見等

- ・市民の不安を払拭するという意味合いと円滑な移行を行うため、県と市の連携協約締結に関する議案も提出させていただく予定。
- ・4町の皆様にもご迷惑やご不満を持たれないような形でスタートを切り、それを継続していくことを心がけたい。
- ・事務調整は今回の10回目を以って、一つの区切りと考えているが、これからも、中西部の保健所との連携やそれ以外の事務についての情報交換等について、4町も含め住民サービスが低下ないように引き続き様々な形でのご支援をよろしくお願いしたい。

5 スケジュール

11月21日	中核市指定の政令に係る閣議決定
11月27日	中核市指定の政令公布⇒平成30年4月1日の「中核市：鳥取市」の正式決定
11月30日	11月議会に中核市移行に伴う関係条例の改正案、連携協約案を提出、審議
12月下旬	（附議案が可決された場合）中核市移行による県・市の連携協約の締結
2月	県東部4町区域の保健所業務の県から市への事務委託に係る議案を提出、審議
3月末	県から市への事務引き継ぎ
4月1日	鳥取市が中核市へ移行